

令和8年度 第1回伊根町地域公共交通会議

令和8年5月22日(金) 15時00分～
ほっと館 ふれあいホール

1. 開会

2. 挨拶

3. 報告事項

①伊根町における公共交通の現状について

- ・福祉有償運送について
- ・令和7年度丹海路線バス(200円バス)の実績について
- ・予約型乗合交通いねタクについて

②いねタク利用促進事業について

③地域間幹線系統確保維持事業の概要について

(京都府北部地域連携都市圏公共交通活性化協議会)

4. 議事

議第1号 令和7年度伊根町地域公共交通会議収支決算について

議第2号 令和8年度伊根町地域公共交通会議収支予算について

議第3号 令和9年度地域内フィーダー系統確保維持事業計画について

5. その他

伊根町における福祉有償運送について

○経過

平成17年7月に伊根町地域福祉有償運送運営協議会が設置され、本協議会での協議により、平成18年4月から伊根町社会福祉協議会が有償運送事業を実施した。

なお、平成20年4月からは伊根町地域公共交通会議において福祉有償運送に関する事項を協議することとした。(伊根町地域福祉有償運送運営協議会・・・廃止)

○福祉有償運送の概要

事業内容	身体的な理由等により公共交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者及び障害者に対して、医療機関への通院等の利便を図るため、移送用車両により有償で送迎するもの。
運送主体	社会福祉法人伊根町社会福祉協議会
車両	2台
利用対象者	伊根町内に住所を有し、家庭等において外出の確保が困難な者で、次のいずれかに該当する者。 ①介護保険の認定者（要介護及び要支援） ②身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付を受けている者 ③その他、肢体不自由・内部障害（人工透析等）又は精神障害若しくは知的障害等により単独での移動が困難な者であって、公共交通機関を利用することが困難な者（医師の診断書により利用可能）
利用区域	伊根町、与謝野町、宮津市、京丹後市
登録申請等	登録申請が必要で、年間登録費として2,000円を徴収
利用料金	15分500円、16～30分1,000円、31～45分1,500円、46～60分2,000円、以降15分ごとに500円を加算
運行時間帯	月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分

○移動制約者の状況

(1) 要介護・要支援者認定者数

令和8年3月31日現在

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第1号被保険者	28	49	38	27	31	35	26	234
第2号被保険者	0	0	0	0	1	0	0	1
計	28	49	38	27	32	35	26	235

(2) 身体障害者手帳・療育手帳・精神手帳所持者数

令和8年3月31日現在

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B	計
身体障害者	29	12	19	33	23	4	-	-	120

知的障害者	-	-	-	-	-	-	10	17	27
精神障害者	-	6	8	-	-	-	-	-	14

○登録者数及び利用回数の状況

(1) 登録者数

令和8年3月31日現在

	要介護・ 要支援者	身体障害者	その他	計
伊根町社会福祉協議会	23	3	3	29

(2) 利用回数 令和8年3月31日現在

	伊根町社会福祉協議会		
	町内	町外	計
4月	11.5	24.5	36
5月	10.5	22.5	33
6月	7	31	38
7月	8	18.5	26.5
8月	5.5	21	26.5
9月	7	26	33
10月	4	27.5	31.5
11月	9	16.5	25.5
12月	5	23	28
1月	5	17	22
2月	7	19.5	26.5
3月	9	25	34
計	88.5	272	360.5

※ 利用回数：片道は0.5回、往復は1回として算出

丹海路線バス（運賃上限 200 円バス）の利用状況について

資料 2

- 伊根線 上宮津公民館－宮津駅－岩滝－与謝の海病院－伊根－伊根郵便局前
- 蒲入線 上宮津－宮津駅－岩滝－与謝の海病院－伊根－本庄上－長延－蒲入

乗車人員

単位：人

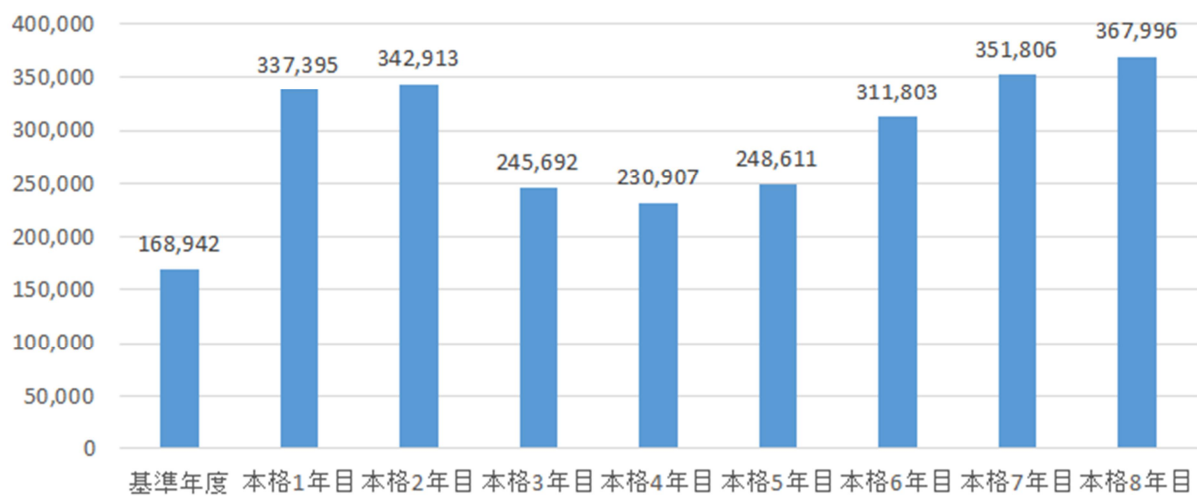
運賃収入

単位：千円

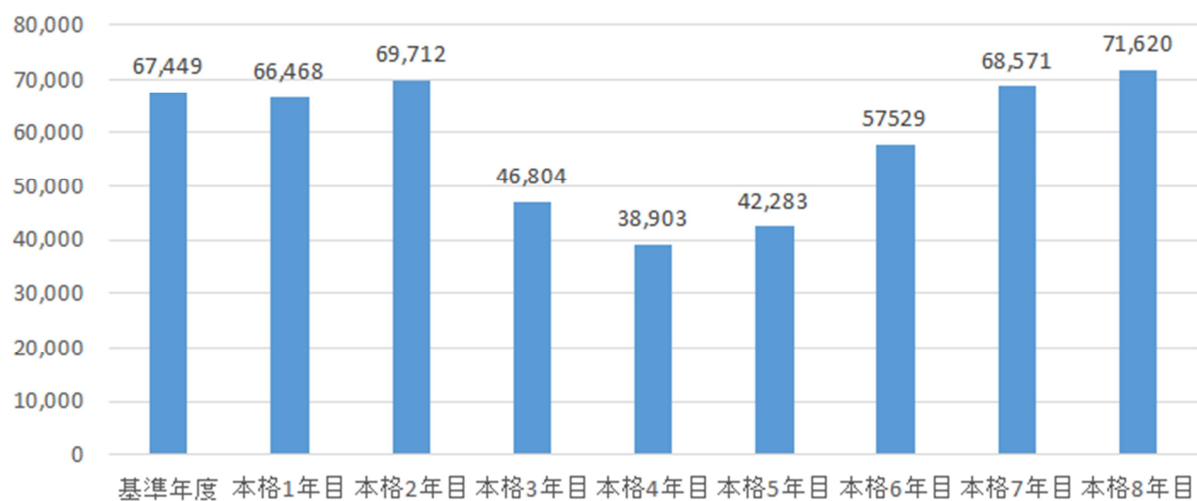
年度	期間	系統	計	基準年度比
基準年度	H23.10 ～24.9	伊根線	69,187	/
		蒲入線	36,087	
		経ヶ岬線	22,069	
		与謝線	13,529	
		福知山線	28,070	
		計	168,942	
1 年目	H29.10 ～30.9	伊根線	145,353	210.1%
		蒲入線	62,633	173.6%
		経ヶ岬線	50,659	229.5%
		与謝線	41,889	309.6%
		福知山線	36,861	131.3%
		計	337,395	199.7%
2 年目	H30.10 ～R1.9	伊根線	153,247	221.5%
		蒲入線	58,227	161.4%
		経ヶ岬線	60,724	275.2%
		与謝線	35,961	265.8%
		福知山線	34,754	123.8%
		計	342,913	203.0%
3 年目	R1.10 ～R2.9	伊根線	114,615	165.7%
		蒲入線	38,074	105.5%
		経ヶ岬線	36,275	164.4%
		与謝線	43,412	320.9%
		福知山線	13,316	47.4%
		計	245,692	145.4%
4 年目	R2.10 ～R3.9	伊根線	103,870	150.1%
		蒲入線	31,378	87.0%
		経ヶ岬線	27,612	125.1%
		与謝線	55,272	408.5%
		福知山線	12,775	45.5%
		計	230,907	136.7%
5 年目	R3.10 ～R4.9	伊根線	102,023	147.5%
		蒲入線	38,271	106.1%
		経ヶ岬線	38,898	176.3%
		与謝線	58,956	435.8%
		福知山線	10,463	37.3%
		計	248,611	147.2%
6 年目	R4.10 ～R5.9	伊根線	136,541	197.4%
		蒲入線	107,599	298.2%
		与謝線	55,350	409.1%
		福知山線	12,313	43.9%
		計	311,803	184.6%
		7 年目	R5.10 ～R6.9	伊根線
蒲入線	137,260			236.0%
与謝線	54,672			404.1%
福知山線	12,523			44.6%
計	351,806			208.2%
8 年目	R6.10 ～R7.9			伊根線
		蒲入線	78,587	135.1%
		与謝線	50,593	374.0%
		福知山線	2,800	10.0%
		計	367,996	217.8%

年度	期間	系統	計	基準年度比
基準年度	H23.10 ～24.9	伊根線	26,036	/
		蒲入線	15,804	
		経ヶ岬線	10,235	
		与謝線	3,695	
		福知山線	11,679	
		計	67,449	
1 年目	H29.10 ～30.9	伊根線	23,483	90.2%
		蒲入線	13,382	84.7%
		経ヶ岬線	11,455	111.9%
		与謝線	5,904	159.8%
		福知山線	12,243	104.8%
		計	66,468	98.5%
2 年目	H30.10 ～R1.9	伊根線	24,668	94.7%
		蒲入線	12,925	81.8%
		経ヶ岬線	14,611	142.8%
		与謝線	5,160	139.6%
		福知山線	12,349	105.7%
		計	69,712	103.4%
3 年目	R1.10 ～R2.9	伊根線	18,279	70.2%
		蒲入線	8,137	51.5%
		経ヶ岬線	8,973	87.7%
		与謝線	5,943	160.8%
		福知山線	5,472	46.9%
		計	46,804	69.4%
4 年目	R2.10 ～R3.9	伊根線	15,532	59.7%
		蒲入線	6,392	40.4%
		経ヶ岬線	5,568	54.4%
		与謝線	7,008	189.7%
		福知山線	4,403	37.7%
		計	38,903	57.7%
5 年目	R3.10 ～R4.9	伊根線	15,433	59.3%
		蒲入線	7,643	48.4%
		経ヶ岬線	7,807	76.3%
		与謝線	7,647	207.0%
		福知山線	3,754	32.1%
		計	42,283	62.7%
6 年目	R4.10 ～R5.9	伊根線	22,826	87.7%
		蒲入線	23,119	146.3%
		与謝線	7,350	198.9%
		福知山線	4,234	36.3%
		計	57,529	85.3%
		7 年目	R5.10 ～R6.9	伊根線
蒲入線	31,897			122.5%
与謝線	7,286			197.2%
福知山線	4,026			34.5%
計	68,571			101.7%
8 年目	R6.10 ～R7.9			伊根線
		蒲入線	15,874	61.0%
		与謝線	7,060	191.1%
		福知山線	1,013	8.7%
		計	71,620	106.2%

200円バス乗車人員



200円バス運賃収入

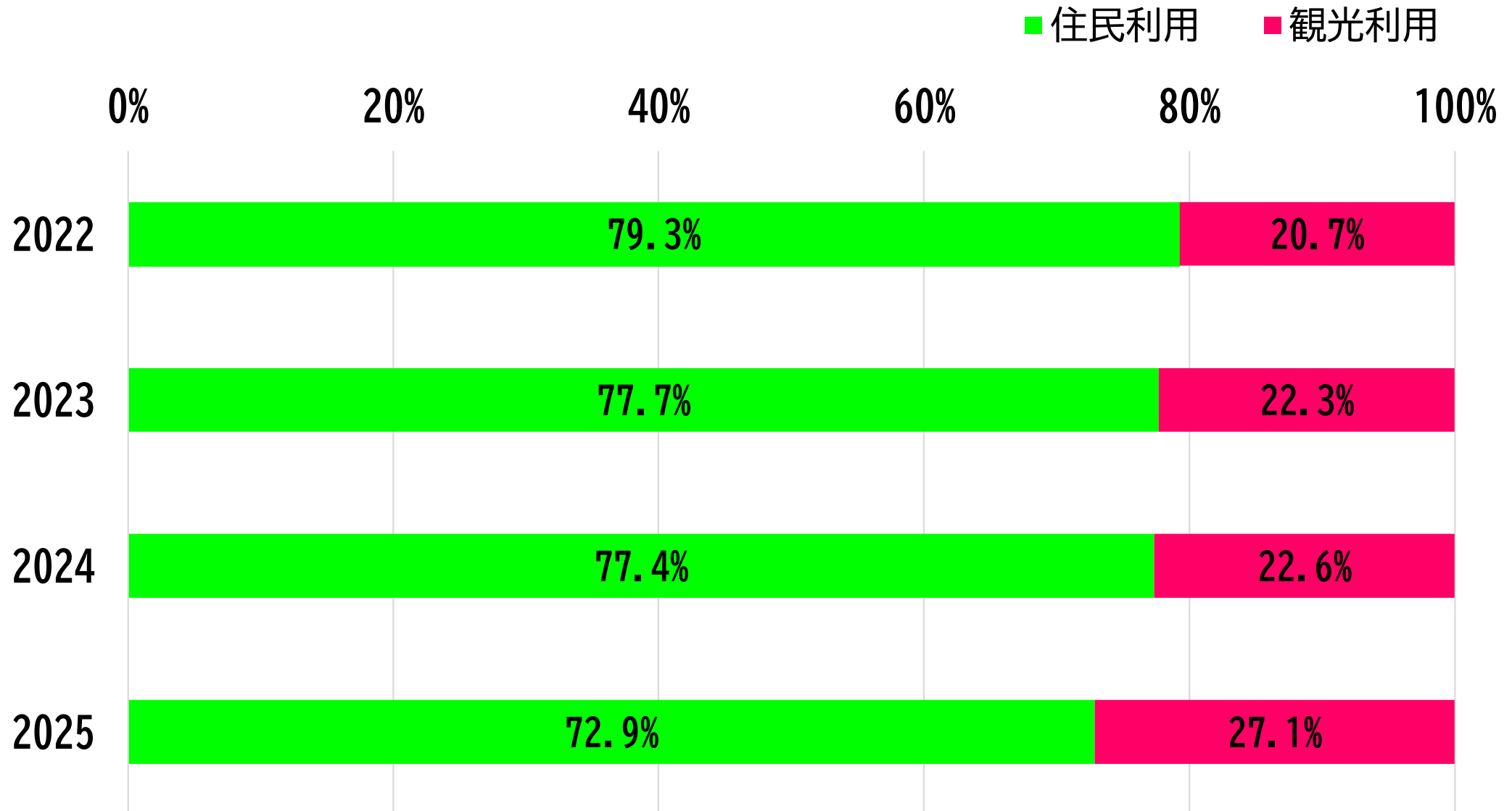


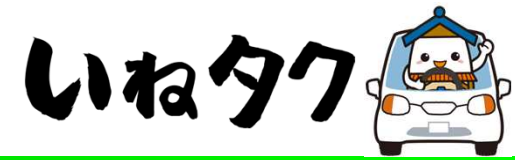
伊根町予約型乗合交通（通称：いねタク）運行状況

	利用登録者数		運賃収入		予約方法		
いねばん	513世帯		現金	1,513,350円	いねばん	1,976回	23.1%
	1,209人		回数券	1,766,000円			
WEB	町民 241人		定期券	0円	オペレーター	3,247回	37.9%
	観光客 2,067人		合計	3,279,350円	WEB	3,345回	39.0%

	運行日数	運行回数	一日当たり 運行回数	乗車人数	一日当たり 乗車人数	一運行当たり 乗車人数
平日	243日	7,068回	29.09回	13,631人	56.09人	1.93人
土日祝日	117日	1,500回	12.82回	2,819人	24.09人	1.88人
計	360日	8,568回	23.80回	16,450人	45.69人	1.92人

住民と観光客の利用割合

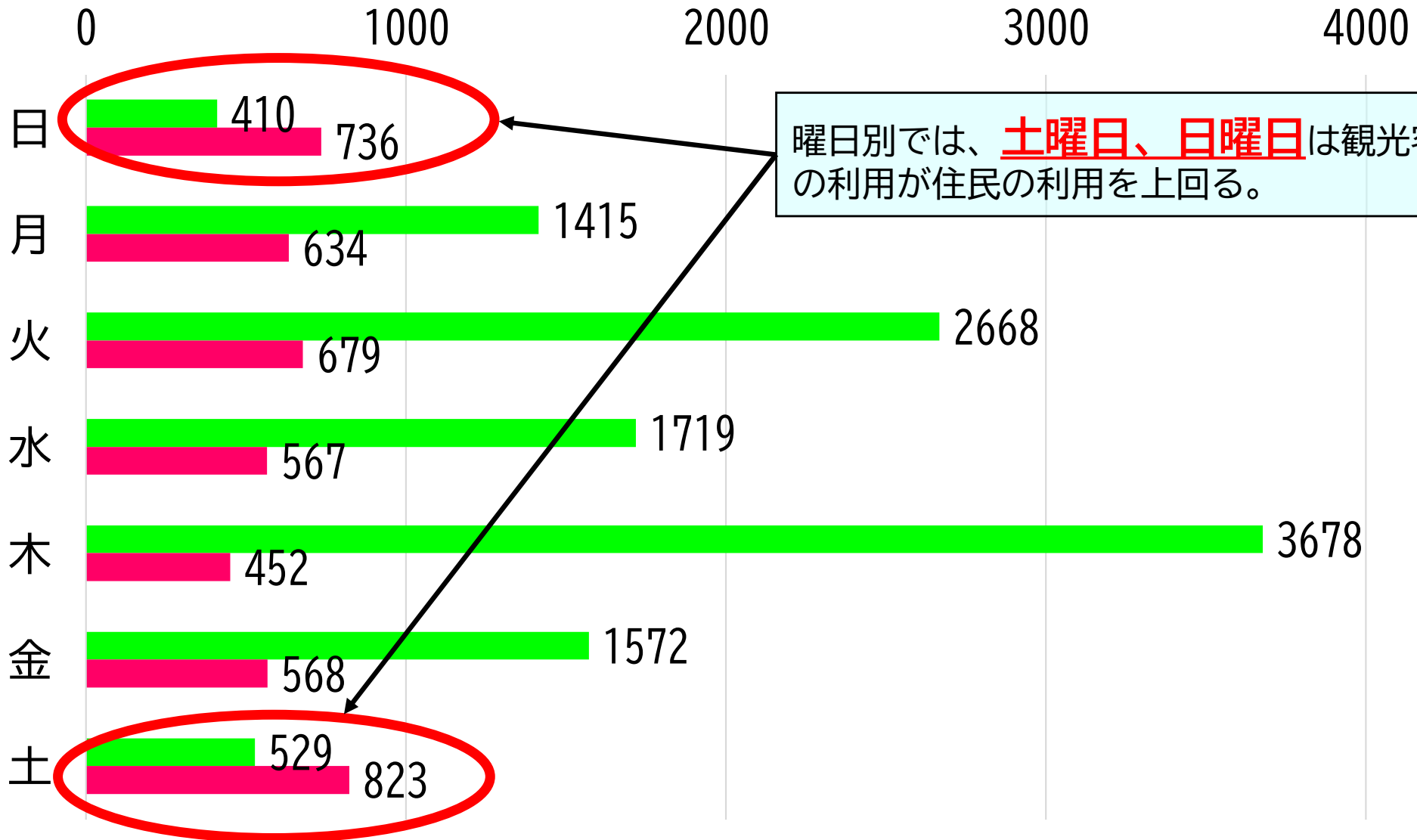




曜日別利用者数

■ 住民利用

■ 観光利用



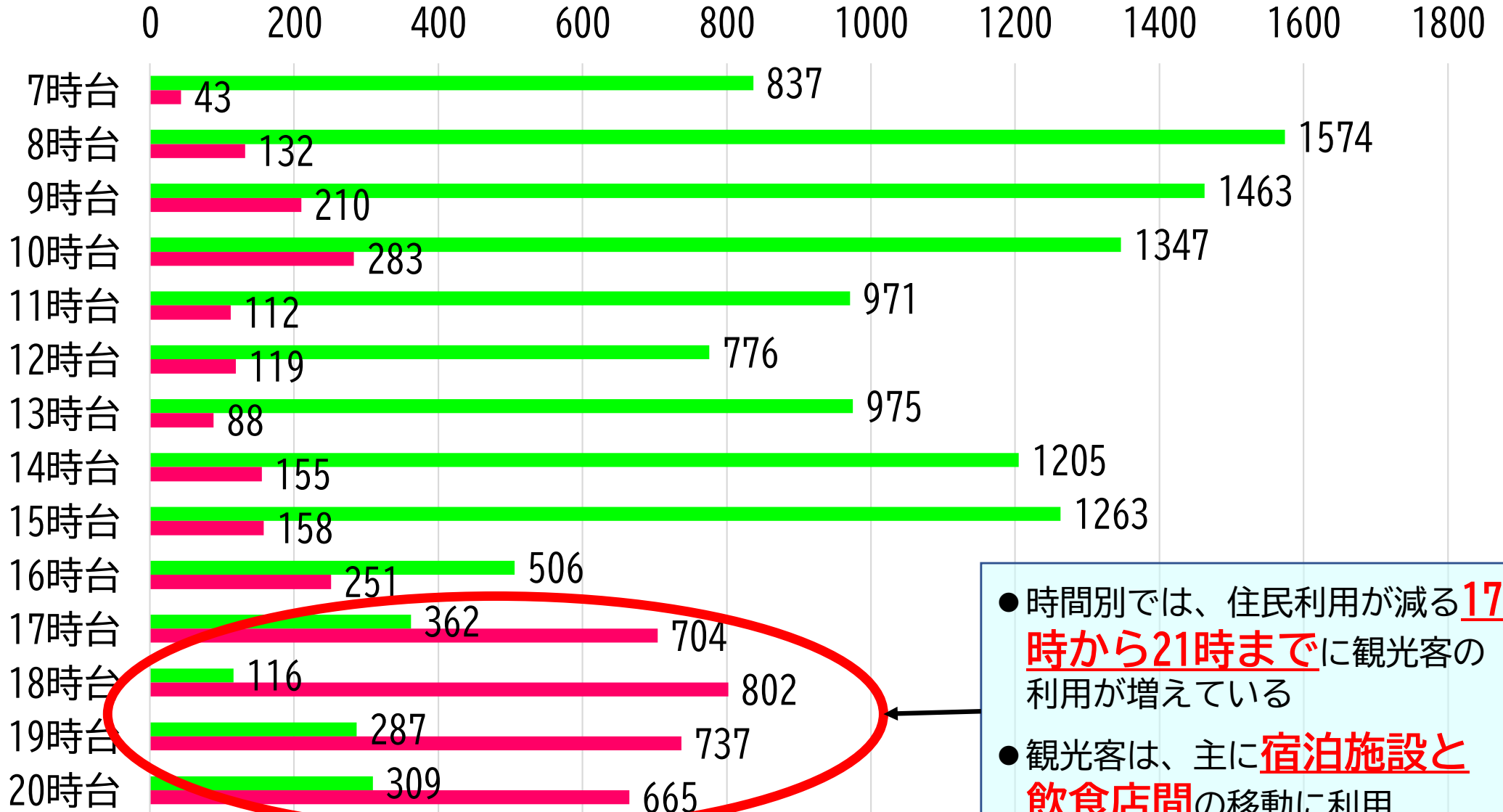
曜日別では、**土曜日、日曜日**は観光客の利用が住民の利用を上回る。



時間帯別利用者数

■ 住民利用

■ 観光利用



- 時間帯別では、住民利用が減る17時から21時までに観光客の利用が増えている
- 観光客は、主に宿泊施設と飲食店間の移動に利用

いねタク利用促進事業

資料7

この事業は、京都府公共ライドシェア利用支援事業補助金を活用して、いねタクをより利用しやすくするため、無料券の配布や運賃の減免を行うものです。

対象者：いねタクに乗車するすべての方

1. いねタク利用者に無料券（※実施期間中の利用に限る）

現金・回数券で運賃を支払った方へ次回使える**無料券**を配布

乗る → 支払う → 無料券 → 次回使える

2. 小中学生の通学定期券を無料

教育長が認めた方法で通学する児童・生徒の通学定期券代金を無料

3. 定期券以外の通学に無料券

教育長が認めた方法で通学する児童・生徒が定期券以外で乗車する場合に配布

4. 学校授業利用にも無料券

授業の一環でいねタクを利用する児童・生徒・教職員に配布

5. 高校生の乗継利用を無料

丹海バス⇔いねタクを乗り継ぐ高校生が、丹海バス通学定期券提示でいねタクを無料

実施期間：令和8年6月中（予定） ～ 令和9年1月31日

※補助事業終了または補助金上限到達時は期間中でも終了する場合があります

地域間幹線系統確保維持事業の概要

- ・補助対象期間の見込み欠損額を事前に算定し、その1/2を国が補助
- ・京都府と沿線自治体は、独自に必要なと認める幹線路線に対し協調支援

1. 路線要件

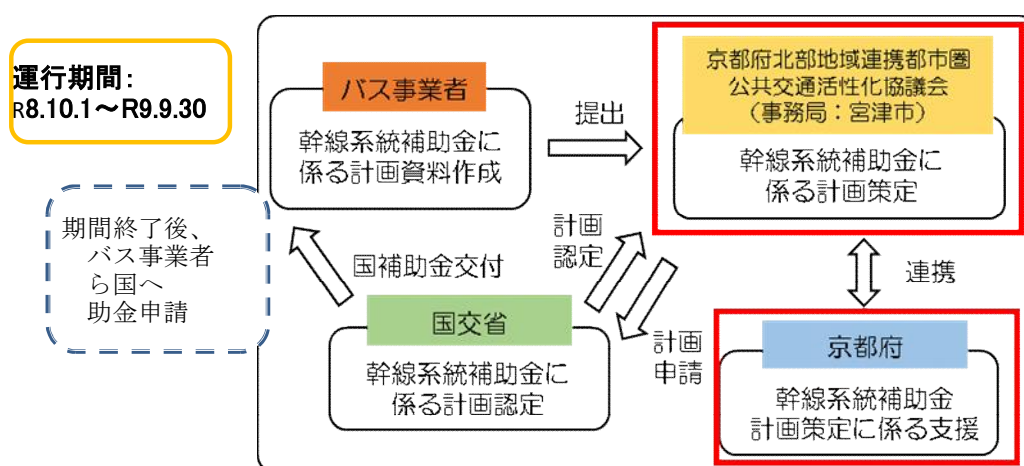
(1) 以下の要件を備えていること

- ①複数市町村にまたがるもの（13年3月末日時点の状態）
- ②広域行政圏の中心市町村等への需要
- ③運行回数3回/日以上
- ④輸送量15人～150人/日 等

(2) 協議会が策定する「地域公共交通確保維持改善計画」に記載されていること

2. 計画対象期間

補助金を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間



3. 補助金算定の内容

■路線維持費

- (1) 見込み欠損額は、前々年度までの3年間(R5-R7)の経常費用平均及び前々年度までの3年間(R5-R7)の経常収益平均を勘案して算出
(経費は、当該事業者キロ当たり単価と地域標準単価のいずれか少ない額を採用)
- (2) 補助対象経費限度額は、経常費用の9/20
- (3) 平均乗車密度が5人未満の場合、減額

■車両減価償却費（リース車両も同様）

(1) 補助対象経費：

$$\text{車両費の額} \times \frac{\text{減価償却率} \times \text{使用月数}}{12 \text{ (月)}} + \text{購入に係る金融費用(年2.5\%を上限)}$$

(2) 補助対象車両費の限度額：次の①又は②のいずれか少ない方の額

①	種別	補助対象車両費の額
ワンステップ型車両	スロープ又はリフト付き	1,300万円（消費税を除く）
ノンステップ型車両		1,500万円（消費税を除く）
小型車両	長さ7m以下かつ定員29人以下	1,200万円（消費税を除く）

② 実購入費から備忘価額として1円を控除した額（消費税を除く）

<留意点> ・償却期間5年、償却率は定率法40%、定額法20%

- ・特別償却を行う場合にあっては当該償却率を乗じた額を上乗せ可能
- ・リース車両の減価償却費及び金融費用の算出方法についても同様の取扱い

4-1. 計画路線（令和9年度：2事業者 12系統）

事業者名	R9年度 系統数 ※1	R9年度計画 申請額(ア)	増減 (ア-イ)	R8年度 系統数 ※1	R8年度計画 申請額(イ)
京都交通	4 (4)	13,019 千円	1,082 千円	4 (4)	11,937 千円
丹後海陸交通	8 (14)	82,775 千円	12,256 千円	8 (14)	70,519 千円
	12 (18)	95,794 千円	13,338 千円	12 (18)	82,456 千円

※1 系統数は主系統（同一の補助対象系統を1とする）の数。（ ）は主系統とそれ以外の系統も含めた合計数。

【参考】

事業者名	対象路線名	系統数
京都交通	高浜線1	1 (1)
	大江線1	1 (1)
	福知山線1	1 (1)
	夜久野線1	1 (1)
	小計	4 (4)
丹後海陸交通	伊根線4	1 (2)
	蒲入線2	1 (1)
	与謝線2	1 (2)
	峰山線5	1 (2)
	海岸線3	1 (2)
	間人循環線3	1 (3)
	久美浜線	1 (1)
	丹後峰山線2	1 (1)
	小計	8 (14)

4-2. 車両購入に係る減価償却費（令和9年度：2事業者 19両）

事業者名	R9年度補助対象 車両台数※2	R9年度計画 申請額(ア)	増減 (ア-イ)	R8年度補助対象 車両台数 ※2	R8年度計画 申請額(イ)
京都交通	2 (0)	1,728 千円	▲ 1,152 千円	2 (0)	2,880 千円
丹後海陸交通	17 (3)	23,688 千円	450 千円	14 (3)	23,238 千円
	19 (3)	25,416 千円	▲ 702 千円	16 (3)	26,118 千円

※2 () は、補助対象車両のうち新規購入車両数。（リース含む）

議 第 1 号

令和7年度伊根町地域公共交通会議収支決算について

令和8年5月22日

伊根町地域公共交通会議会長

令和7年度伊根町地域公共交通会議収支決算について、財務規程第15条の規定により、監査結果を添えて提出します。

**伊根町地域公共交通会議
令和7年度決算書（案）**

資料4

1 収入

(単位：円)

科 目			予算額	決算額	比較	備 考
款	項	目				
1. 補助金	1. 補助金	1. 補助金	2,531,000	2,173,000	358,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 ・ 地域内フィーダー系統確保維持費補助金 2,173,000
合 計			2,531,000	2,173,000	358,000	

2 支出

(単位：円)

科 目			予算額	決算額	不用額	備 考
款	項	目				
2. 事業費	1. 事業費	2. 補助金	2,531,000	2,173,000	358,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 ・ 地域内フィーダー系統確保維持費補助金 2,173,000
合 計			2,531,000	2,173,000	358,000	

上記のとおり提出します。

令和8年5月22日

伊根町地域公共交通会議
会長 吉本 秀樹

監査報告書

私たちは、令和8年4月22日、伊根町役場第1会議室において、事務局立会いのもと、令和7年度伊根町地域公共交通会議収支決算について監査を行いました。

事務局から提出された通帳及び関係書類等を確認した結果、正確かつ適正に処理されていたことを報告します。

伊根町地域公共交通会議
会長 吉本 秀樹 様

2026年4月22日

伊根町地域公共交通会議
監査委員 伊根町保健福祉課長 石野 靖

監査委員 京都府北部地域連携都市圏振興社
伊根地域本部 事務局長 吉田 晃彦

議 第 2 号

令和8年度伊根町地域公共交通会議収支予算について

令和8年5月22日

伊根町地域公共交通会議会長

令和8年度伊根町地域公共交通会議収支予算について、財務規程第2条第2項の規定により提出します。

**伊根町地域公共交通会議
令和8年度歳入歳出予算書（案）**

資料5

1 収入

(単位：円)

科 目			今年度 当初予算額	前年度 当初予算額	比較増減	備 考
款	項	目				
1. 補助金	1. 補助金	1. 補助金	2,173,000	2,531,000	▲ 358,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 ・ 地域内フィーダー系統確保維持費補助金 2,173,000
合 計			2,173,000	2,531,000	▲ 358,000	

2 支出

(単位：円)

科 目			今年度 当初予算額	前年度 当初予算額	比較増減	備 考
款	項	目				
2. 事業費	1. 事業費	2. 補助金	2,173,000	2,531,000	▲ 358,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 ・ 地域内フィーダー系統確保維持費補助金 2,173,000
合 計			2,173,000	2,531,000	▲ 358,000	

上記のとおり提出します。

令和8年5月22日

伊根町地域公共交通会議
会長 吉本秀樹

議 第 3 号

令和9年度地域内フィーダー系統確保維持事業計画について

令和8年5月22日

伊根町地域公共交通会議会長

令和9年度地域内フィーダー系統確保維持事業計画について、
設置要綱第2条の規定により協議します。

■現状

予約型乗合交通いねタクは、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の中の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用している。

■提案理由

「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を申請するにあたり、毎年度、計画の認定が必要となるため、「地域内フィーダー系統確保維持計画」（伊根町地域公共交通計画別紙）を策定する。

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

8 企第 号
令和 8 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 伊根町地域公共交通会議
住 所 京都府与謝郡伊根町字日出 651
代表者氏名 会長 吉本 秀樹

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和8年月日

(名称) 伊根町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

鉄道のない本町において、バスは日常生活になくてはならない交通手段である。路線バスは国道中心の運行となっているため、交通空白地を町営のコミュニティバスが走ることで町民の移動手段を確保していたが、便数が少ない等の利便性を改善するため、令和4年3月でコミュニティバスを廃止し、令和4年4月にドアツードアの予約型乗合交通（通称：いねタク）へと転換した。

伊根町内には総合病院や大型の商業施設等が無いため、町内の移動手段としての予約型乗合交通と町外へ通じる路線バスは、自家用車を所有していない住民にとってどちらも重要な移動手段であり、予約型乗合交通を利用し路線バスに乗り継ぐことで、近隣市町へのアクセスも良くなり、生活の質の向上や外出機会の創出に大きく寄与するものと考えられる。

また、自家用車で自由に移動できる住民にとっても、公共交通が移動の際の選択肢となり、それぞれの交通手段を必要に応じて使い分けられることができるように維持していくことが重要である。

これらのことを実現するには、今後も継続してサービスを提供していくことが必要であり、常に安定した運行をすることが重要な課題であると認識したうえで、地域公共交通確保維持事業を活用することにより、本町の公共交通として確保、維持させていくことを目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【利用者数実績】 令和6年度（令和5年10月～令和6年9月）：15,069人

令和7年度（令和6年10月～令和7年9月）：16,450人

【令和9年度目標】 15,000人

【今後の目標】 令和10年度15,000人、令和11年度15,000人、令和12年度15,000人

令和6年10月から蒲入線が再編され、いねタクによる町内移動ニーズは高まっている一方で、人口は減少傾向にある。こうした背景と近年の利用実績から、目標値は現状維持とし、現運行体制を維持することで安定した運行の継続を目指す。

また、伊根町地域公共計画は令和9年3月末で計画期間の満了を迎えることから、計画の更新に向け令和8年度に住民アンケートを実施する。アンケート結果に基づき、現状とニーズを把握・分析し、次期計画へ反映させることで、利便性向上及び利用満足度のさらなる改善を図り、目標値の達成を目指す。

(2) 事業の効果

予約型乗合交通を安定的に運行・維持することにより、高齢者をはじめとする交通弱者の町内移動手段が確保されるとともに、路線バスに接続することで町外への円滑なアクセスも実現できる。

また、交通弱者に限らず幅広い方たちに利用していただくことが、地域活性化やまちづくりの一助となる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 予約型乗合交通の運行内容や、バスの時刻表等を記載した公共交通のネットワークが確認できる冊子を作成し、町内全戸と町内施設、関係各所に配布する。
- ・ 町内の診療所や観光施設等での掲示用として、いねタクの運行内容とバスダイヤのみ抜き出した1枚ものの時刻表を作成し配布する。
- ・ 伊根町広報誌や行政情報配信端末で予約型乗合交通の運行内容、利用方法等の情報を発信する。
- ・ 問い合わせがあった際の“予約システム登録支援”や、“予約方法の説明”等、丁寧に対応していく。
- ・ 依頼があれば、予約方法等の出前講座を開催する。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付。

<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る予約型乗合交通について、運行に関する事業費は伊根町が負担している。そのうち、予約受付業務と運行業務については一般社団法人伊根町ふるさと振興公社に委託し、委託料として支払っている。</p> <p>【令和7年度実績（R7.4～R8.3）】 営業費用：20,868,549円 （内、（一社）伊根町ふるさと振興公社委託費：16,726,524円） 営業収益：3,279,350円 営業外収益：7,720,228円 （内、太陽光売電収入：225,228円、京都市市町村地域生活路線支援補助金：5,322,000円、地域内フィーダー系統補助金：2,173,000円） 経常損益：▲9,868,971円</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運行事業者からの運行実績報告書により、毎月の実績を確認しまとめたものを交通会議で報告する。 ・ 目標を達成するために行う事業として計画していたことについて実行できたか、また、利用者数の目標を達成できたか、実績や数値指標を用いて評価する。 ・ アンケートの実施。
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p><u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p><u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p><u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p><u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
<p>表5を添付。</p>

<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性</p> <p>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>いねタクは、車両4台で町内交通の維持確保を行い、住民はもとより本町を訪れる観光客の移動手段として大きな役割を果たし、令和7年度（R6.10～R7.9）の利用者数は16,450人となっている。</p> <p>いねタク車両には電気自動車を採用し、さらに、太陽光発電・充電設備の設置によって再生可能エネルギーをその電力に用いることで、移動手段の確保とともに交通GXの取組みも進めてきた。</p> <p>運行開始当初から使用している車両（4台中2台）は、経年劣化によって航続距離が短くなってきており、それに併せて、充電時間の確保が課題になっている。また、伊根町全体を運行区域とするいねタクは、冬季積雪時にも安全な輸送を行うために4輪駆動車の必要性が認められる。</p> <p>よって、これらの課題解決のため、車両1台を更新することで冬季の輸送を確保し、通年の安定した運行を維持確保する。</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</p> <p>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>（1）事業の目標</p> <p>次のとおり、いねタクの新たな4輪駆動電気自動車を購入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入時期：令和10年1月31日までに ・導入台数：1台 <p>（2）事業の効果</p> <p>冬季積雪時の安全な輸送を確保し、運休による移動機会の損失を最小限に抑える。幹線路線の再編に伴う減便による町内の移動ニーズに応え、診療所受診等の移動手段と路線バスへの接続を確保することで町内外への円滑なアクセスを実現する。</p>
<p>13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>表10を添付</p>
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）</p> <p>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>※該当なし</p>
<p>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性</p> <p>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>※該当なし</p>

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年5月14日（令和6年度 第1回伊根町地域公共交通会議） → 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持事業計画の変更について 協議・承認 ・ 令和7年1月24日（令和6年度 第2回伊根町地域公共交通会議：文書協議） → 令和6年度伊根町地域公共交通会議補正予算（案）について 協議・承認 ・ 令和7年5月20日（令和7年度 第1回伊根町地域公共交通会議） → 令和6年度伊根町地域公共交通会議収支決算について 協議・承認 令和7年度伊根町地域公共交通会議収支予算について 協議・承認 予約型乗合交通いねタクの運賃区分の変更について 協議・承認 令和8年度地域内フィーダー系統確保維持事業計画について 協議・承認 ・ 令和8年2月（令和7年度 第2回伊根町地域公共交通会議） → 福祉有償運送事業登録団体の更新登録について 協議・承認 令和7年度地域内フィーダー系統確保維持事業計画に関する事業評価 協議・承認 ・ 令和8年5月22日（予定）（令和8年度 第1回伊根町地域公共交通会議） → 令和7年度伊根町地域公共交通会議収支決算について 令和8年度伊根町地域公共交通会議収支予算について 令和9年度地域内フィーダー系統確保維持事業計画について
19. 利用者等の意見の反映状況
<p>住民、観光客を対象としたアンケート調査の結果、自家用車への過度な依存の実態が見え、公共交通には利便性向上の声が多かった。それを踏まえ、自家用車に頼りすぎずそれぞれの交通手段を必要に応じて使い分ける「棲み分け」を全体的な方向性とする計画とした。また、乗降ポイントの調整等により利便性向上させるとともに高校生の路線バスといねタクの乗り継ぎ支援など利用促進策を積極的に実施して、誰もが使いやすい公共交通を目指すこととした。</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 京都府伊根町字日出 651

(所属) 企画観光課

(氏名) 谷水 梨乃

(電話) 0772-32-0502

(e-mail) tanimizu2076@town.ine.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表10 車両の取得計画の概要(自家用有償に係る車両購入)(地域内フィーダー系統)

○車両の取得

市区町村名	運送予定者名	申請番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別	乗車定員	購入年月
伊根町	伊根町	1	(1) 予約型乗合交通いねタク	小型自動車	5	R10.1
		2	()			
		3	()			
		4	()			
		5	()			

○講習の受講(車両を取得し、講習を受講する場合のみ)

受講予定者数	
--------	--

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、小型自動車、軽自動車又は普通自動車の別を記載すること。(道路運送車両法施行規則 別表第一)
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。
なお、立席は座席を除いた面積を1人当たりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
伊根町	伊根町	(1) 予約型乗合交通いねタク		伊根町 内		往 km 復 km	360	7,344			区域運行	①	伊根診療所等で補助対象 地域間幹線系統蒲入線・伊 根線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和10年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
伊根町	伊根町	(1) 予約型乗合交通いねタク		伊根町 内		往 km 復 km	361日	7,367			区域運行	①	伊根診療所等で補助対象 地域間幹線系統蒲入線・伊 根線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和11年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
伊根町	伊根町	(1) 予約型乗合交通いねタク		伊根町 内		往 km 復 km	360	7,344			区域運行	①	伊根診療所等で補助対象 地域間幹線系統蒲入線・伊 根線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

令和8年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 伊根町地域公共交通会議
住 所 京都府与謝郡伊根町日出 651 番地
代表者氏名 会長 吉本 秀樹

理由書

本年度申請する地域公共交通計画の認定の申請において、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条に規定する地域公共交通計画の計画期間が、補助対象期間に満たない期間が6月以下である理由については下記の通りです。

記

伊根町地域公共交通計画の計画期間は、令和5年4月から令和9年3月末となっており、補助対象期間に満たない期間が6月あります。令和9年4月以降の次期計画については、計画期間満了日までに策定することを確約し、認定申請いたします。